

お知らせ

スマホ操作などの疑問を相談

インターネットやスマホの便利な活用方法や操作の疑問点などについて身近な場所で相談できるデジタルよろず相談所を開設。市民有志のボランティア・まえばしデジタルサロナーがLINEや地図ナビゲーションなど各アプリケーションの使



い方や写真撮影方法、キャッシュレス決済などを教えます。事前申し込みは不要です。

☎ 教育支援協会北関東
027・226・6731

農業災害発生時は連絡を

大雪など気象災害で農作物や農業用施設などに被害が発生した場合は、現地調査を実施。被害を受けた場合は、3日以内に被害状況を連絡してください。

☎ 農政課
027・898・6704

20歳になったら国民年金

国民年金は、高齢になったときや病気やけがで障害が残ったとき、家族の働き手がなくなったときの生活を、働いている世代のみなで支える仕組みです。国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、国民年金の加入と保険料の納付が義務付けられ、



窓口業務時間
本庁・支所・市民サービスセンター
前橋プラザ元気21証明サービスコーナー

20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。なお、保険料の納付が難しい場合は、学生納付特例制度や保険料免除・納付猶予制度があります。

☎ 市民課
027・898・6254

マイナンバー各種窓口利用して

マイナンバーカードの受け取りができる、休日窓口と平日延長窓口を開設。案内ハガキが届いたら早めに受け取りに来てください。なお、カード作成の申請はできません。



時 休日窓口 1月14日(日)・28日(日)、8時30分～12時(平日延長窓口) 1月9日(火)・11日(水)・16日(火)・18日(木)・25日(水)・30日(火)、19時まで(混雑状況により受付時間内でも締め切る場合があります)



持通知カードか個人番号通知書、顔写真付きの本人確認書類(ない人は健康保険証や年金手帳など2点)など2点

8時30分～17時15分
10時～19時

市内施設で申請窓口を開設

マイナンバーカードの申請を出張して受け付け。保健センターでも申請窓口を開設しています。申請時に必要な顔写真は無料で撮影します。また、必要書類がそろっていれば、カードは後日、書留郵便で自宅に郵送します。なお、カードの申請から受け取りまでは2カ月程度かかります。詳しくは本市ホームページをご覧ください。



時 1月20日(土)・21日(日)、10時～16時(混雑状況により受付時間内でも締め切る場合があります) 場 ガーデン前橋2階特設ステージ前(小屋原町) 持通知カードか個人番号通知書、顔写真付きの本人確認書類(ない人は健康保険証や年金手帳など2点) 市民課
☎ 027・898・6101

図書館分館を休館します

1月15日(月)から18日(木)まで、特別整理で市立図書館各分館を休館。市立図書館本館とごども図書館は通常通り開館します。

市民立図書館
☎ 027・224・4311

水道管の防寒対策は早めに

水道管は早めの防寒対策で破裂やひび割れを防ぎましょう。凍らないために水道管や蛇口に毛布や布などの保温材を巻き付け、ひもやテープで押さえます。布や発泡スチロールなどを詰めたビニール袋をメーターボックスに入れることも有効。検針できるようにメーターの上面は空けておいてください。破裂して水が噴出したらメーターボックス内の止水栓を閉めて、破裂した部分に布やテープを巻き、応急処置を。最寄りの指定給水装置工事業者へ修理を依頼してく



ひとり親家庭の所得制限拡大

4月1日(月)から、福祉医療制度におけるひとり親家庭の所得制限基準額を拡大します。これに伴い、新たに福祉医療制度の対象になる人の申請受付を開始。認定日(4月1日(月))から、保険診療分の医療費を助成します。申し込み方法など詳しくは本ホームページをご覧ください。

☎ 水道整備課
027・898・3033

☎ 市民課
027・257・0680



Table with 2 columns: 休日(休)の水道局指定給水装置工事業者(Period of water supply work by designated contractor) and 事業者(Operator). It lists various contractors and their contact numbers for different dates from January 1st to January 28th.

来年度の国民健康保険税の特別徴収の仮徴収額は、本年度の税額を基に算出します。4月から6月から新たに特別徴収が開始になる人には、事前に通知書を郵送。8月から開始になる人は、7月に送付する来年度納税通知書で確認してください。なお、現在すでに特別徴収されている人の仮徴収額は2月に徴収する税額と同額です。

特別徴収対象者 ① 次の全ての要件を満たす人。 ② 世帯主が国保加入者 ③ 世帯の国保加入者が全員65歳以上74歳未満 ④ 世帯主の年金受給額が年額18万円以上 ⑤ 差引きされる国保税と介護保険料の合計額が年金の年額の2分の1を超えない ⑥ 世帯主の介護保険料が特別徴収されている(来年度中に75歳になる人のいる世帯は除く) 徴収月 ⑦ 右表のとおり 納付方法は選択できません 特別徴収の対象者は口座振替による納付も可能(納付書払い不可)。希望する人は、国民健康保険税納付方法変更申出書を市役所国民健康保険課各支所へ提出してください。新規に口座振替を希望する人や口座の変更を希望する人は、別途金融機関への申し込みが必要です。